

本町五丁目障がい者施設運営業務委託公募型プロポーザル募集要項

本町五丁目障がい者施設運営業務委託に関する契約を締結するに当たり、下記のとおり参加事業者を募集します。

記

1. 件名

本町五丁目障がい者施設運営業務委託

2. 業務目的

本町五丁目障がい者施設（以下「本施設」という。）において、在宅の知的障害者（児）に対し、疾病や冠婚葬祭等の事由で保護者による介護が困難となった場合の一時保護を実施するとともに、一人暮らしやグループホームでの自立生活に向けた体験の場を提供することにより、地域で安心して暮らし続けられる体制を強化することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※本施設は、現在改修工事を実施しており、開設は令和8年10月中を予定している。

※履行期間には、開設準備期間を含むものとする。

※受託者の履行状況が優れており、履行期間満了時に以下①～⑥のいずれにも該当しない場合は、次年度の業務内容について区と受託者で協議の上、業務履行に必要な予算が議決・配当されることを前提に、令和12年度までを限度に、受託者と単年度ごとの随意契約を締結する予定である。

- ① 契約の解除理由に該当する場合
- ② 業務履行状況が良好と評価されなかった場合
- ③ 区の指示に従わない等、運営に支障をきたす恐れがあると判断された場合
- ④ 受託者の法人経営の状況が悪化した場合
- ⑤ 社会的信用を失墜する行為があった場合
- ⑥ 本業務の内容に大幅な変更が生じ、適切な契約金額の算出等のため、改めて選定等が必要となった場合

4. 履行場所

本町五丁目障がい者施設（渋谷区本町五丁目19番4号）

5. 業務内容

【別紙1】仕様書（案）のとおり

※契約締結に当たっては、契約候補者と協議の上、予算の範囲内で本プロポーザルにおける提案内容を仕様書に反映させる場合がある。

6. 見積上限金額

33,487,980円（消費税込）

※上記金額は、【別紙1】仕様書（案）に示した業務履行に要する経費として区が支払う金額（開設準備消耗品費を含む。）であり、後述する本施設2階を活用した自主事業に係る経費は含まない。

※見積金額が見積上限金額を超えた場合は、失格として取扱う。

7. 施設概要

(1) 所在地 渋谷区本町五丁目19番4号

(2) 面積等 敷地面積 797.28㎡

建築面積 259.79㎡

延べ面積 415.81㎡

建築規模 地上2階

構 造 鉄筋コンクリート

建 築 年 昭和47年（築54年）※耐震診断調査にて安全性確認済

(3) 施設構成

【1階】（本件業務委託に基づく事業を実施）

事務室、更衣室・仮眠室、リビング1・2、居室1～4、エレベーター、キッチン、洗濯室、前室、脱衣室、ユニットバス、倉庫、トイレ、バリアフリートイレ、手洗い場

【2階】（本件公募の提案に基づく自主事業を実施）

多目的室（大）、多目的室（小・キッチンあり）、事務室、相談室、倉庫、簡易型機能トイレ、トイレ、手洗い場

(4) その他

本施設は、令和7年3月末で閉園した渋谷区立本町幼稚園を新たに障がい者福祉施設として活用するため、令和8年7月末の完了を目途に、建物及び外構の改修工事を実施しているが、工事の進捗により完了時期を延伸する可能性がある。

8. 参加資格

以下の資格をすべて満たす法人とする。ただし、契約締結日までにすべての資格を満たさなくなつた場合は、その時点で失格として取扱う。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 渋谷区の競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービス入札参加資格）を有すること。なお、渋谷区の競争入札参加資格を有しない場合は、9(2)⑤に掲げる書類を提出すること。

(3) 渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月27日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。

(4) 渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成25年11月25日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納する等の経営不振状態にないこと。

- (6) 令和3年度以降に、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の人ロ20万人以上の区市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する短期入所又は地方公共団体が独自に実施する障害者（児）宿泊事業を、3年以上運営していること。

9. 参加申込

(1) 受付期間

令和8年5月13日（水）から5月27日（水）12時まで

※受付時間は月～金曜日の9時～17時（5月27日は9時～12時）

(2) 申込方法

以下①～⑤の書類を、「15 提出・問合せ先」の障がい者福祉課障がい者福祉施設係のアドレスに電子メールで提出後、電話で受信確認を行うこと。

提出書類	様式
① 参加申込書	【様式1】
② 参加資格に係る運営実績一覧	【様式2】
③ 参加資格に係る3年以上の運営実績が確認できる書類の写し。 【短期入所】 ア 都道府県発行の指定更新通知書又は指定通知書（直近3年間の指定が確認できるもの） イ 東京都国民健康保険団体連合会発行の障害福祉サービス費等支払決定額内訳書（直近3年間分） 【地方公共団体が独自に実施する障害者（児）宿泊事業】 ア 障害者（児）宿泊事業の契約書（直近3年間分） イ 障害者（児）宿泊事業の仕様書（直近3年間分）	
④ 法人案内パンフレット、事業案内等	任意様式
⑤ 渋谷区における競争入札参加資格がない者は、以下の書類を提出する ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）[正本] 発行後3か月以内のもの ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書） ・法人事業税の納税証明書 [正本] ・法人税又は所得税の納税証明書その1 [正本] ・消費税及び地方消費税の納税証明書その1 [正本]	

(3) 参加資格審査

期日までに参加申込書を提出したすべての法人に対し、令和8年6月2日（火）17時までに、電子メールで参加資格審査結果通知書を送付する。

※参加申込書を提出したにも関わらず、期限までに電子メールの受信がない場合は、障がい者福祉課障がい者福祉施設係へ電話で確認すること。

10. 質問・回答方法等

本プロポーザルの公表書類（募集要項、仕様書等）の記載に関する質問を以下により受け付ける。ただし、各書類に記載のない内容（例：評価点数の内訳、選定委員の構成等）については、原則として回答しない。

(1) 質問受付期間

令和8年5月13日（水）から5月20日（水）12時まで

(2) 質問方法

【様式3】質問書に記入し、「15 提出・問合せ先」の障がい者福祉課障がい者福祉施設系のアドレスに電子メールで提出後、電話で受信確認を行うこと。

※メールの件名は「【プロポーザルに関する質問】」とすること。

※メール以外の電話・来所等による質問については、一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問内容（質問者は明示しない。）と回答を取りまとめたデータを、すべての質問者及び参加申込者に対しメールで送信する。

(4) 回答予定日

令和8年5月25日（月）

11. 企画提案書の提出

(1) 提案事項

① 本件業務委託に関すること

【別紙1】仕様書（案）に示した業務について、法人が有する実績やノウハウに基づき、効果的・効率的な運営方法や独自の工夫を提案すること。

② 自主事業に関すること

本施設の2階を活用した自主事業として、『渋谷区障がい福祉推進計画2024～2026年度』に掲げた以下2点の施策の方向性に資する内容を提案すること。

・放課後等の支援の充実（以下は、計画39ページから抜粋）

発達に不安のある児童や障がいのある児童も安心して過ごせる放課後クラブの環境整備、区有地や区有建物の活用などによる放課後等デイサービスの提供体制の整備・拡充など、保護者が就労しやすい環境づくりを進めていきます。

・集いの場づくり（以下は、計画63ページから抜粋）

地域で暮らしていく上で、当事者・家族同士の交流や情報交換、地域の住民と関わる事ができる場は重要です。障がいの有無に関わらず参加できるイベントや地域活動の情報を届けることで、参加のきっかけを増やしていきます。また、障がい特性や年齢、家庭環境などによって、それぞれが思い描く「集いの場」がある中で、必要とされる形について、検討を進めていきます。

【自主事業の実施条件】

使用形態：地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可による

使用期間：1年間（年度ごとに使用許可の申請）

※令和8年度は契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

使用料：免除

費用負担：本施設 2 階における自主事業の実施に要する経費は、以下に掲げる区負担分の経費を除き、すべて事業者の負担とする。

〈区負担分の経費〉

- ・本施設に付帯する設備の更新・修繕工事・修理に関する経費
- ・敷地内の樹木剪定費
- ・本施設内の設備等保守点検費

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 3 日（水）から 6 月 1 6 日（火）12 時まで

(3) 構成

区分	規格・様式	ページ数
表紙	【様式 4】(A4 判)	
提案内容	任意様式、A4 判、片面カラー印刷、横書き ※用紙の縦横は自由	20 ページ以内
見積書	【様式 5】(A4 判)	
収支計画書	任意様式、A4 判縦向き、横書き ※自主事業の事業ごとに作成すること	

※表紙、見積書及び収支計画書はページ数に含めない。

(4) 作成要領

- ① 企画提案書は、提案者 1 者につき 1 案のみとし、【別紙 2】企画提案書作成要領に掲げた事項を漏れなく記入すること。
- ② 提案内容については、ページ下部にページ番号（通し番号）を付すこと。
- ③ 公正公平な審査を行うため、企画提案書には正本の表紙を除き、提案者を特定できる表記（法人名、事業所名等）、デザイン（法人ロゴ等）を使用しないこと。なお、提出物にこれらが含まれている場合は、区の判断により被覆する。

(5) 提出方法

紙媒体及び電子媒体で提出すること。

【紙媒体】

- ① 正本 1 部（表紙に法人名を明記すること）
- ② 副本 6 部
- ③ データ 1 式（DVD 又は CD-R に格納して提出すること）

「15 提出・問合せ先」の障がい者福祉課障がい者福祉施設の住所に持参もしくは郵送（受付期間内必着）すること。

【電子媒体】

- ① 正本 1 部（表紙に法人名を明記すること）
- ② 副本 1 部

「15 提出・問合せ先」の障がい者福祉課障がい者福祉施設のアドレスに PDF 形式で電子メールで提出後、電話で受信確認を行うこと。

※提出を辞退する場合は、【様式 6】辞退届を提出期限内にメールで提出し電話で受信確認を行うこと。なお、提出書類も辞退届も提出されない場合は辞退として取扱う。

(6) その他

提出物は、契約候補者の選定以外の目的には使用しない。また、選定後は提案者に返却せず、区の責任により廃棄する。

提出物について、渋谷区情報公開条例（平成元年渋谷区条例第 39 号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第 6 条に定める非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選考期間中においては、同条例第 6 条第 3 号の規定に基づき、公開の対象としない。

1 2. 選定方法等

(1) 選定方法

本町五丁目障がい者施設運営業務委託事業者選定委員会を設置し、「企画提案書」の書類審査及び「プレゼンテーション・ヒアリング」を実施し、双方の評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。

(2) 評価基準

「選定評価基準」（概要は【別紙 3】のとおり）に基づき評価する。

※評価が同点となった場合は、「運営体制」「運営方法」「理解力」の合計点が最も高い者を上位とする。なお、当該点数も同点の場合は、見積書の金額が最も低い者を上位とする。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

- ① 提案者 1 者につき 40 分（プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 25 分）で実施する。ただし、準備・片付け・入退室の時間はこれに含めない。
- ② 提案者の出席人数は 3 人以内とする。なお、従事予定者のうち施設長については必ず出席者に含めること。
- ③ プレゼンテーションでは、区が用意するプロジェクター(HDMI)、スクリーンを使用して企画提案書データを映写することができる。（企画提案書以外は不可）
- ④ 出席しない場合は参加意思がないものとみなし、失格として取扱う。

(4) 選定結果の通知

すべての提案者に対し、自己の結果のみを令和 8 年 7 月 2 日（木）17 時までに電子メールで通知する。

※期限までに電子メールの受信がない場合は、障がい者福祉課障がい者福祉施設係へ電話で確認すること。

1 3. スケジュール

参加申込書受付	令和 8 年 5 月 13 日（水）から 5 月 27 日（水）12 時まで
質問受付	令和 8 年 5 月 13 日（水）から 5 月 20 日（水）12 時まで
質問回答	令和 8 年 5 月 25 日（月）【予定】
参加資格審査結果の通知	令和 8 年 6 月 2 日（火）【予定】
企画提案書の提出	令和 8 年 6 月 3 日（水）から 6 月 16 日（火）12 時まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 6 月 25 日（木）から 6 月 29 日（月）までの指定する 1 日【予定】

I 4. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出のほか、本プロポーザルへの参加に当たり要した経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 参加申込書、企画提案書その他提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、失格として取扱う。
 - ① 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ② 虚偽の記載をしたもの
- (4) 企画提案書で使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位とすること。
- (5) 提案内容が第三者の権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の日本国及び日本国以外の国の法令により保護される権利等）を侵害した場合、これにより生じる一切の責任は提案者が負うものとする。
- (6) 原則として、提出物の差替え、訂正、追加提出、再提出は不可とする。
- (7) やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。

I 5. 提出・問合せ先

渋谷区役所 福祉部 障がい者福祉課 障がい者福祉施設係

〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所本庁舎2階

Tel : 03-3780-9656 FAX : 03-5458-4935

E-MAIL : sec-syoufuku_shisetsu@shibuya.tokyo (担当：金谷)